

第1節



I 「守る」

～命と暮らしの安全・安心を
実感できるために～

政

策

施

策

I-1 防災・減災、国土強靱化

- 111 災害から地域を守る自助・共助の推進
- 112 防災・減災対策を進める体制づくり
- 113 災害に強い県土づくり

I-2 命を守る

- 121 地域医療提供体制の確保
- 122 介護の基盤整備と人材の育成・確保
- 123 がん対策の推進
- 124 健康づくりの推進

I-3 支え合いの福祉社会

- 131 地域福祉の推進
- 132 障がい者の自立と共生
- 133 児童虐待の防止と社会的養育の推進

I-4 暮らしの安全を守る

- 141 犯罪に強いまちづくり
- 142 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり
- 143 消費生活の安全の確保
- 144 医薬品等の安全・安心の確保と動物愛護の推進
- 145 食の安全・安心の確保
- 146 感染症の予防と拡大防止対策の推進
- 147 獣害対策の推進

I-5 環境を守る

- 151 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり
- 152 廃棄物総合対策の推進
- 153 豊かな自然環境の保全と活用
- 154 生活環境保全の確保



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民の皆さんが日ごろから防災に関心を持って正しく理解し、災害に備えることで、適切な避難行動をとることができるようになっていくとともに、地域や学校、職場等で防災に関する取組が継続的に行われています。

現状と課題

- 近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や頻発する風水害に備えるため、「みえ防災・減災センター」と連携し、「自助」「共助」の活性化や環境づくりを支援する防災人材の育成をはじめ、県民の防災意識の醸成、市町の支援などに取り組んできました。気候変動や防災・減災に関する技術革新、近年の災害等から得られた検証結果をふまえて、さまざまな防災関係機関、県民等が相互に連携して、引き続き、防災対策に取り組む必要があります。
- 災害時の県民の適切な避難行動を促進するために、わかりやすい情報提供に取り組んできたところです。新たに発生した災害の経験や教訓をふまえ、今後も、避難を必要とする人が適切に避難を行えるよう、新たな情報提供ツールや手法なども検討し、「共助」につながる活動も促進しながら、取組を進めていく必要があります。
- 自然災害から子どもたちの命を守るため、学校における防災教育を推進する必要があります。また、子どもたちの発達段階に応じて地域の一員として行動できる力を育成することが求められています。さらに、南海トラフ地震等の大規模災害の発生に備え、教職員の実践的な災害対応力の向上を図るとともに、学校教育を速やかに復旧させる体制を整える必要があります。
- 大規模災害発生時に、県内外からのボランティアや専門性を有したNPO等が、円滑かつ効果的に支援活動ができる環境を充実・強化していく必要があります。
- 住宅・建築物の耐震化促進のため、耐震診断や耐震改修等に対する支援を行ってきました。引き続き、住宅・建築物の耐震化や危険な空き家対策等の取組を進め、地震災害などに対するまちの安全性を確保する必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や頻発する台風・風水害など「必ず起こる」災害に備えて、被害を最小限にするため、さまざまな主体との連携・協働や新しいツール・手法の活用により、「防災の日常化」が定着するとともに、災害時に適切な避難行動を行えるよう「自助」「共助」の取組を推進します。



SNS等を活用した実証訓練の様子

取組方向

■ 基本事業1 多様な主体が連携した防災活動の促進

発生が予想される南海トラフ地震や頻発する風水害などに備え、「みえ防災・減災センター」と連携して防災人材の育成・活用や防災・減災に関する普及啓発を行うとともに、地区防災計画の策定や自主防災活動など、市町の「共助」の取組を支援すること等により、地域や学校・職場において、さまざまな主体が連携して、地域の特性や課題に応じた防災活動が促進されるよう取り組みます。

■ 基本事業2 県民の適切な避難行動を促進するための防災情報の提供

災害時に県民一人ひとりの「命を守る」ために、避難行動要支援者等も含めて適切な避難ができるよう、日ごろから防災情報の理解や事前の備えの促進を図るとともに、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などさまざまなツールや新しいICT（情報通信技術）等も活用しながら、「自助」「共助」の取組に必要なきめ細かな防災情報を迅速に提供します。

■ 基本事業3 学校における防災教育の推進

子どもたちが自分の命を自分で守る力を身につけられるよう、防災学習教材の充実や教職員の防災に関する知識の向上などに取り組みます。また、子どもたちが災害時に地域の支援者として行動できるよう、平常時から学校と家庭・地域が連携した取組を推進します。さらに、災害時における学校教育の早期復旧に向け、被災した学校を支援する体制の整備に取り組みます。

■ 基本事業4 災害ボランティアの活動環境の充実・強化

「みえ災害ボランティア支援センター」の強化を図りつつ、市町における受援体制の整備を支援するとともに、大規模災害発生時に、県内外からのボランティアや専門性を有したNPO等が円滑かつ効果的な支援を展開できるよう活動環境の充実・強化に取り組みます。

■ 基本事業5 住宅・建築物の耐震化の促進

木造住宅や「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により耐震診断が義務付けされた民間建築物の耐震化を促進するとともに、危険な空き家除却の取組を支援することにより、まちの安全性の向上に取り組みます。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
率先して防災活動に参加する県民の割合	50.0%	60.0%	過去1年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合（防災に関する県民意識調査）

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
地区防災計画等を作成している市町数	4市町 (30年度)	29市町	地区防災計画やそれに準じる計画を作成している市町の数
「防災みえ.jp」から防災情報等を入手している県民の割合	24.5%	33.3%	「防災みえ.jp」から気象情報や災害情報などの防災情報等を入手している県民の割合（防災に関する県民意識調査）
大雨等の際に避難行動をとろうとする県民の割合	82.7%	100%	住居地において大雨・洪水等の際に避難行動をとろうとする県民の割合（防災に関する県民意識調査）
家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	92.4% (30年度)	100%	家庭やPTA、自主防災組織、地域住民など、他の主体と連携した防災の取組を実施している公立小中学校および県立学校の割合
耐震性のない木造住宅の耐震改修と除却の補助件数（累計）	—	1,200件	市町が行う耐震性のない木造住宅の耐震改修と除却の補助事業に対して、県が財政支援した件数



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

災害への備えから復旧・復興までの防災・減災対策の新たなステージへの進化に向けて、県、市町、防災関係機関などのさまざまな主体が、それぞれの役割を果たすとともに、各機関の連携・協力体制がより強化され、県民の皆さんの命と暮らしを守る災害に強い社会づくりが進んでいます。

現状と課題

- 東日本大震災や紀伊半島大水害、熊本地震といった大規模災害で明らかになった課題や教訓等をふまえて策定した各種の計画に基づき、地域の防災・減災対策を推進してきました。近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や激甚化・頻発化する風水害等に備え、今後、計画の見直しも進め、災害対応に携わる人材の育成等を含めた防災・減災体制の強化を進める必要があります。
- 「三重県広域受援計画」や「三重県版タイムライン」等の策定、それに基づく訓練の実施など、災害時に的確な対策を実践できるよう国、市町、防災関係機関等と連携して取組を進めてきました。気候変動や防災・減災に関する技術革新等もふまえ、県民の生命・財産を守るため、さまざまな関係機関との連携をさらに進め、災害対策活動体制の充実・強化に取り組む必要があります。
- 災害拠点病院における施設整備の支援や、保健医療活動を支える人材の育成などに取り組んでいます。今後も引き続き、南海トラフ地震等の大規模災害発生時における保健医療体制の充実・強化に取り組んでいく必要があります。
- 学校施設においては、屋内運動場等の天井等落下防止対策、ブロック塀等の撤去、猛暑に備えるための空調整備などの防災・安全対策の取組を進めてきました。今後も、子どもたちが安全に安心して学校生活を送れるよう、学校施設の防災・安全対策を進めていく必要があります。
- 消防団の入団促進や消防本部の連携強化に取り組んできたところですが、近年の大規模な災害の発生により、消防に寄せられる県民の期待はますます大きくなっていることから、消防体制および消防力のさらなる充実・強化に取り組んでいく必要があります。また、高圧ガス等の保安の確保に向けた取組を行っていますが、高圧ガス施設等において事故が発生していることから、高圧ガス等の取扱事業者に対して保安検査および立入検査等を実施し、適正な保安管理等の徹底を指導することにより、事業者の自主保安を推進し、産業保安の確保を図る必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

近い将来に発生が予想される南海トラフ地震、頻発する台風・集中豪雨などの自然災害、コンビナートにおける事故等の災害に備え、県民の皆さんが安全・安心に暮らせるよう、ICTの活用等により、市町、消防その他防災関係機関と連携した防災・減災対策のさらなる深化を図ります。

取組方向

■ 基本事業1 防災・減災対策の計画的な推進

「三重県防災・減災対策行動計画」等の計画を推進するとともに、新たな知見の導入や気候変動への適応、訓練等による実効性の検証を通じた改善を図り、その成果を県民に周知していきます。また、「三重県職員防災人材育成指針」等に基づく職員の育成とともに、災害への備えから復旧・復興までを見据えて、防災・減災体制の強化を図ります。

■ 基本事業2 災害対策活動体制の充実・強化

防災・減災に関する技術革新等をふまえ、気象庁等の防災関係機関や県民からの情報を災害対策活動に活用することや、さまざまな訓練を通じて、地域の特性や課題に応じたきめ細かな対応に向け災害対策活動体制の充実・強化を図ります。また、災害が発生した場合にも、早期の復旧・復興ができるよう、ライフライン事業者やインフラ事業者、国、他の都道府県等との連携を進めます。

■ 基本事業3 災害保健医療体制の整備

災害時においても必要な保健医療が提供できるよう、災害拠点病院の施設整備や病院における業務継続計画（BCP）の整備を支援するとともに、保健医療活動を支える人材の育成を進めます。

■ 基本事業4 教育施設の防災対策

県立学校の計画的な老朽化対策を進め、学校施設の防災・安全対策の強化に取り組みます。また、市町等の学校設置者に対して、防災・耐震対策に係る情報提供と助言を行い、地域における学校等の防災機能の強化を図ります。

■ 基本事業5 消防・保安対策の充実・強化

消防学校等での教育を通じた消防職員や消防団員の資質向上に努めるとともに、引き続き消防団の入団促進や消防本部の連携強化などに取り組むことで、消防本部および消防団の組織の活性化を支援し、消防体制および消防力の充実・強化を図ります。また、高圧ガス等を取り扱う事業者に対して保安検査等を実施し、事故の発生防止に努めるとともに、研修会の開催等により、産業保安の確保を図ります。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
「三重県防災・減災対策行動計画」における「公助」を対象とした行動項目の進捗率	98.2% (30年度)	100%	「三重県防災・減災対策行動計画」における「公助」を対象とした行動項目の進捗率の平均値

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
県が主催し、市町・防災関係機関と連携して継続的に実施している訓練等の回数	13回 (30年度)	13回	県が主催し、継続的に実施している市町・防災関係機関と連携した実動訓練および図上訓練の実施回数
業務継続計画（BCP）を整備する病院の割合	31.2% (30年度)	100%	BCPの考え方に基づく災害医療マニュアルを整備した病院の割合
消防団員の条例定数の充足率	92.4% (30年度)	93.3%	各市町における消防団員の条例定数に対する実団員数の割合



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

自然災害からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情をふまえた施設整備や適切な維持管理が行われ、自然災害への対策が講じられている人家数が増加しています。また、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組が進むとともに、災害発生時に対応できる緊急輸送道路等の機能確保を図ることで、災害に対して安全・安心な県土づくりが進んでいます。

現状と課題

- 令和元（2019）年台風第19号や平成30（2018）年7月豪雨など頻発・激甚化する水害・土砂災害や大規模地震から、県民の皆さんの生命と財産を守るため、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を活用し、河川・海岸・治山・土砂災害防止施設の整備や橋梁の耐震対策等を進めています。これらの防災・減災対策の必要性は依然として高く、さらなる推進が求められています。
- 「施設では防ぎきれない洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を構築する取組として、洪水浸水想定区域図の作成や高潮浸水想定区域図の作成、土砂災害警戒区域等の指定などのソフト対策を進めています。これらの対策は、県民の皆さんがリスクを把握し主体的な避難行動をとるための情報として、継続して取り組むことが求められています。
- 河川堆積土砂および河川内の樹木繁茂により浸水被害が助長されるおそれがあることから、河川の流下能力を回復するため、堆積土砂撤去および樹木伐採を進めています。また、老朽化が進んでいる河川・海岸・治山・土砂災害防止施設の機能を確保するため、修繕・更新を実施しています。引き続き、適切な維持管理と施設の老朽化対策が求められています。
- 南海トラフ地震の発生が懸念されている中、大規模地震発生後の津波・高潮等による浸水被害を軽減するため、海拔ゼロメートル地帯などにおける河川・海岸堤防や河口部の大型水門、ダム等の耐震対策を進めています。引き続き、河川管理施設や海岸保全施設等の機能の確保と強化が求められています。
- 災害発生時に災害対応を迅速かつ効率的に実施するため、緊急輸送道路等の橋梁耐震化やのり面の防災対策を重点的に進めてきました。引き続き、災害対応力の充実・強化に取り組むことが求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんの安全で安心な暮らしを確保するため、頻発・激甚化する水害・土砂災害や、発生が懸念されている南海トラフ地震に対する備えとして、施設整備を推進するとともに、老朽化した施設の適切な維持管理や警戒避難体制整備を支援する取組等、ハード・ソフト両面での取組を進め、「三重県国土強靱化地域計画」に基づき地域の強靱化を図ります。

また、施設の維持管理について、県民の皆さんの参画や協力を得ながら進めていきます。

取組方向

■ 基本事業1 洪水対策の推進

洪水、高潮等による災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、河川堤防の整備、河川管理施設等の耐震化や計画的な老朽化対策、堆積土砂の撤去および樹木伐採等と併せて、想定し得る最大規模の降雨を対象とした河川の洪水浸水想定区域図の作成等に取り組みます。

■ 基本事業2 土砂災害対策の推進

土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、土砂災害防止施設の整備や適切な維持管理等と併せて土砂災害警戒区域の指定等に取り組みます。特に自力での避難が困難な要配慮者が利用する施設や避難所の保全を重点的に取り組みます。

■ 基本事業3 高潮・地震・津波対策の推進

高潮、地震、津波による災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、高潮災害防止のための海岸堤防の整備や、地震・津波対策としての堤防耐震化、粘り強い構造とする施設整備、計画的な老朽化対策等に取り組みます。また、ソフト対策として高潮浸水想定区域図の作成に取り組みます。

■ 基本事業4 山地災害対策の推進

山崩れや土石流等の山地災害から県民の皆さんの生命・財産を守るため、治山施設の整備や計画的な老朽化対策等に取り組みます。

■ 基本事業5 緊急輸送道路等の機能確保

災害発生時に対応できる輸送機能を確保するため、緊急輸送道路等の橋梁の計画的な耐震対策やのり面の防災対策に取り組みます。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
自然災害への対策が講じられている人家数（累計）	242,300戸	246,000戸	河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
洪水浸水想定区域図作成河川数（累計）	109河川	210河川	洪水による浸水想定区域図を作成した河川数
要配慮者利用施設、避難所の保全施設数（累計）	302施設	314施設	砂防事業および急傾斜地崩壊対策事業による要配慮者利用施設、避難所の保全施設数
緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強進捗率	84.0%	93.0%	緊急輸送道路上の橋梁のうち、耐震対策を完了した橋梁の割合



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

病床の機能分化・連携、医療従事者の確保等、地域の医療提供体制の充実に取り組むとともに、県民の皆さんと将来のあるべき医療提供体制を共有することで、患者の状態に応じた適切な医療が提供される体制の整備が進んでいます。

現状と課題

- 「団塊の世代」が全て75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、地域における効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するため、病床の機能分化・連携、在宅医療等の充実に向けた取組をさらに進めていく必要があります。
- 医師確保対策を総合的に進めてきたところ、過去10年間（平成20（2008）年～平成30（2018）年）の医師数の増加が全国11位となるなど、若手医師を中心に、県内の医師数は着実に増加しています。
- 一方、人口10万人あたりの医師数は、依然として全国平均を下回っているなど、医師不足の状況は続いており、また、地域偏在や看護職員の不足等も課題となっていることから、地域医療に従事する医師・看護職員の確保・定着を図っていく必要があります。
- 救急搬送件数が増加する中、高齢化の進展等をふまえ、救急医療体制をより一層、充実・強化していく必要があります。また、安全・安心な医療を確保するため、県内医療機関における医療安全体制の強化を図っていく必要があります。
- こころの医療センター、一志病院および志摩病院においては、地域医療構想など病院を取り巻く状況をふまえながら、県立病院に求められる役割を適切に担うとともに、より一層健全な病院経営に努めていく必要があります。
- 国民健康保険の財政運営の責任主体として、市町と共に各市町の保険財政の安定化や医療費適正化を図っていく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

誰もが住み慣れた地域で、安心して必要な医療を受けられるよう、県民一人ひとりが医療提供体制に関する理解を深め、適切な受療行動につなげていくことや、地域の関係者が医療機関の役割分担や連携体制について協議する場を設けて意思形成していくことを通じて、県民や関係者の皆さんと共に、地域の実情に応じた医療提供体制の構築を進めます。



医師の訪問診療

取組方向

■ 基本事業1 地域医療構想の実現

地域医療構想の実現に向けて、県内8地域の地域医療構想調整会議等において、関係者による協議を進めるとともに、地域において不足する医療機能を担う病床や在宅医療提供体制の整備支援等に取り組みます。

■ 基本事業2 医療分野の人材確保

医師の地域偏在等の解消により地域における医療提供体制を確保するため、「三重県医師確保計画」に基づき、地域医療に従事する医師確保対策に取り組みます。

また、看護職員の確保に向けて、「人材確保」、「定着促進」、「資質向上」、「助産師確保」の4つの視点から総合的に看護職員確保対策に取り組みます。

■ 基本事業3 救急医療等の確保

救命救急センターの運営やドクターヘリの運航、二次救急医療機関や周産期母子医療センターの運営支援、救急医療情報システムや子ども医療ダイヤルの運営、県民への啓発活動等、救急医療体制の整備等を進めるとともに、医療安全の推進に取り組みます。

■ 基本事業4 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供

県立病院では良質で満足度の高い医療サービスを提供するとともに、適切な経営計画に基づく健全な病院経営を進めます。また、志摩病院の指定管理者に対して適切な指導監督を行います。

■ 基本事業5 適正な医療保険制度の確保

国民健康保険財政を安定的に運営するため、「三重県国民健康保険運営方針」に基づき、財政運営の責任主体として各市町の保険財政の安定化や事務の効率化に取り組むとともに、医療に要する費用の適正化が図られるよう、各市町における地域の実情に応じた予防・健康づくりの取組を支援します。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
病院勤務医師数	2,142人 (30年度)	2,292人	県内の病院で勤務する常勤医師数

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
地域医療構想の進捗度	48.5%	79.0%	地域医療構想における必要病床数の達成に向けた、医療機能ごとの割合の進捗度と、病床総数の進捗度の平均
看護師等学校養成所の定員に対する県内就業者の割合	70.2% (30年度)	71.4%	県内看護師等学校養成所の定員に対する県内に看護職員として就業した者の割合



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

利用者のニーズに応じた介護サービス等が一体的に提供されるとともに、地域住民等による見守りや多様な生活支援が行われるなど、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムが構築され、高齢者が介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしています。また、介護基盤の整備と介護人材の確保等により、特別養護老人ホームへの入所待機者が解消されています。

現状と課題

- 団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制（地域包括ケアシステム）を深化・推進していく必要があります。
- 施設サービスを必要とする方の増加が見込まれる中で、市町と連携し、介護基盤の整備を進めることにより、特別養護老人ホームの入所待機者の解消を図る必要があります。
- 介護ニーズが増加する中で、介護サービスの担い手となる介護人材の確保が課題となっており、市町や関係団体と協働して、総合的な対策を行っていく必要があります。
- 認知症高齢者の増加が見込まれることから、早期から適切な診断や対応ができるよう医療と介護の連携を図るとともに、若年性認知症の方も含め、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、それぞれの地域で本人と家族を支えるための支援体制を構築していく必要があります。
- 高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、まちづくり活動と連携し、それぞれの地域特性に応じた介護予防・重度化防止の取組や生活支援サービスの充実を図る必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

介護が必要となったり、認知症になっても、高齢者が安心して、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けるよう、元気な高齢者をはじめとする地域のさまざまな主体による生活支援サービスの充実や、認知症サポーターの養成および活動促進等に市町や関係団体と連携して取り組み、介護や認知症に対する県民の理解と支援の輪を広げ、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を図ります。

取組方向

■ 基本事業1 介護基盤の整備促進

特別養護老人ホーム等の介護施設の整備を行うとともに、市町等における介護保険事業の安定的な運営を支援します。

■ 基本事業2 介護人材の確保

介護人材の確保のため、三重県発の取組である「介護助手」のさらなる普及展開に向けた支援、業務負担の軽減に資する介護ロボット等の導入促進を行うとともに、市町や事業者団体等と協働し、参入促進、資質向上、労働環境の改善等の取組を行います。

■ 基本事業3 認知症施策先進県に向けた取組

「共生」と「予防」を車の両輪として、認知症の人の視点を積極的に取り入れたピアサポートの推進、認知症サポーターのステップアップによるチームオレンジの立ち上げ支援と活動促進、市町との協働によるSIB^{注)}1を活用した認知症予防に係る取組の検討等を行い、認知症施策を先進的・総合的に推進します。

■ 基本事業4 介護予防・生活支援サービスの充実

高齢者の自立した日常生活の支援、介護予防・重度化防止等に係る市町、地域包括支援センター等の取組を支援するため、研修会の開催、アドバイザーの派遣等を行います。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数	210人 (30年度)	0人	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数(入所を辞退した者等を除く実質的な待機者数)

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
特別養護老人ホーム施設整備定員数(累計)	10,408床 (30年度)	10,998床	特別養護老人ホーム(広域型、地域密着型およびショートステイの転換)の施設整備定員数
県内の介護職員数	27,818人 (29年度)	33,849人 (4年度)	都道府県介護職員数の県内介護職員数(厚生労働省「第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数」)

注) 1 SIB：ソーシャル・インパクト・ボンド。民間の活力を社会的課題の解決に活用するため、民間資金を呼び込み成果報酬型の委託事業を実施する新たな社会的インパクト投資の取組。



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

がんの予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じたがん対策が進み、がんにかかる人やがんで亡くなる人が減少するとともに、がんと向き合って生活していく患者やその家族への支援が進んでいます。

現状と課題

- がんは、県内における死亡原因の第1位であり、重要な健康問題の一つとなっています。「三重県がん対策推進条例」に基づき、さまざまな主体が連携・協力して、「がん予防」「がん医療の充実」「がんとの共生」など、それぞれの段階に応じた総合的ながん対策を推進していく必要があります。
- がんの予防や早期発見を推進するためには、生活習慣の改善や、がん検診および精密検査の受診率向上を図る必要があります。また、学習指導要領の改訂をふまえたがん教育を推進する必要があります。
- 国のがん診療連携拠点病院の整備指針をふまえ、県内のがん診療連携体制を整備するとともに、蓄積されたがん登録データを活用して、がんの早期発見やがん治療の推進につなげる必要があります。
- がん患者やその家族の持つ不安や悩みを軽減し、がんとの共生しながら可能な限り質の高い療養生活を送ることができるよう、緩和ケアの推進や、相談支援体制、情報提供等の充実が必要です。

● 新しい豊かさ・協創の視点 ●

企業、関係機関・団体、市町との連携により、がんに対する啓発活動を行い、がん検診および精密検査の受診率の一層の向上を図ります。また、蓄積された精度の高いがん患者罹患状況等の情報を分析し、がん予防等へ積極的に活用していきます。さらに、がん患者とその家族が、がんとの向き合いながらよりよい療養生活を送ることができるよう相談体制等の充実を図ります。

取組方向

■ 基本事業1 がん予防・早期発見の推進

避けられるがんを防ぐため、がんに対する正しい知識の普及啓発や、医療関係者および教育関係者と連携した児童、生徒へのがん教育を推進します。また、ナッジ理論^{注)1}などの手法を活用したがん検診の受診勧奨や、「三重とこわか県民健康会議」において企業、関係機関・団体、市町との連携によるがん検診および精密検査受診率の向上を図ることにより、がんによる死亡率のより一層の低減に取り組みます。

■ 基本事業2 がん医療の充実

県内のがん患者が適切ながん医療を受けられるよう、がん診療連携体制の一層の充実を図るとともに、医科歯科連携等、多職種との連携を推進します。また、がん登録により得られた罹患率、生存率等のデータの分析結果について、がんの早期発見やがん治療の推進につながるよう、市町、医療機関等と連携しながら、情報の利活用を進めます。

■ 基本事業3 がんとの共生

がん患者やその家族が診断時から適切な緩和ケアを受け、療養生活の質の向上を図るため、緩和ケアに係る人材育成を支援します。また、がんに対する不安等を軽減するため、ライフステージに応じた支援の充実を図るとともに、治療と仕事の両立を支援するため、関係機関や団体、医療機関等と連携した就労支援の取組を推進します。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数（年齢調整後）	64.1人 (30年)	60.9人 (4年)	がんによる75歳未満の死亡状況について、年齢構成を調整した県の人口10万人あたりの死亡者数

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
がん検診受診率（乳がん、子宮頸がん、大腸がん）	乳がん 41.1% 子宮頸がん 47.8% 大腸がん 26.8% (29年度)	乳がん 55.0% 子宮頸がん 55.0% 大腸がん 50.0% (4年度)	乳がん、子宮頸がんおよび大腸がんに係るがん検診受診率
がん診療連携拠点病院および三重県がん診療連携準拠点病院指定数	7か所 (30年度)	10か所	手術、薬物療法およびこれらの効果的な組み合わせによる、がんの標準的・集学的治療を提供する医療機関数（がん診療連携拠点病院は国指定、三重県がん診療連携準拠点病院は県指定）
がん患者等の就労について理解を得られた企業数（累計）	1,045社 (30年度)	2,286社	説明会および事業所訪問で就労支援について理解を得られた企業数

注) 1 ナッジ理論：行動経済学で用いられる理論の一つで、「選択の余地を残しながらも、より良い方向に誘導する方法」のこと。「ナッジ (nudge)」とは「そっと後押しする」という意味。



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

企業、関係機関・団体、市町と連携して健康づくりに取り組み、病気の予防、早期発見、治療、療養生活の質の維持向上のための対策が進み、県民一人ひとりが適正な生活習慣を身につけることにより、生涯を通じて健康的な生活を送っています。また、県民の皆さんが生活習慣病や難病等にかかった時も、適切な治療や支援を受けています。

現状と課題

- 「人生100年時代」を迎える中、県民の皆さんの健康への関心がより一層高まっている一方で、県民の皆さんの約半数が健康づくりに取り組んでいないことが課題となっています。
- 糖尿病については、年齢調整受療率は全国第2位となっているものの、新規透析患者数は減少傾向にあります。糖尿病などの生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図るため、企業、関係機関・団体、市町と連携し、健康づくりの取組を進めるとともに、県民による主体的な健康づくりの推進に取り組んでいます。
- 人口減少が進む中、地方創生を推進し、若者に選ばれる三重につなげるためには、企業における健康経営の推進が必要です。
- 「全国トップクラスの健康づくり県」をめざすため、Society 5.0やSDGsなどの新しい考え方を取り入れ、さまざまなデータやテクノロジーを活用しながら、健康無関心層を含めた全ての県民に対して、健康づくりの取組を推進するとともに、企業における主体的な健康経営の取組を推進することが必要です。
- むし歯のない12歳児の割合が全国平均を下回る状況が続いていることから、効果的なむし歯予防対策が必要です。また、さまざまなニーズに対応するため、在宅歯科医療や障がい児（者）歯科診療、医科歯科連携の推進が必要です。
- 難病医療費助成制度の円滑な運営のために、難病指定医の育成や指定医療機関の増加に取り組むとともに、難病患者が身近な医療機関で適切な治療を継続できるように、拠点病院、協力病院が連携し、さまざまなニーズに対応できる医療提供体制の拡充に取り組む必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

企業、関係機関・団体、市町など、健康づくりに関するさまざまな主体・分野が連携し、オール三重で健康づくりに取り組むことで、健康無関心層を含めた全ての県民にアプローチを図り、「誰もが健康的に暮らせるとこわか三重」の実現をめざします。



三重とこわか健康マイレージ事業キックオフイベント

■ 基本事業1 健康づくり・生活習慣病予防活動の推進

生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図るため、企業、関係機関・団体、市町と連携し、さまざまなデータやテクノロジーを活用しながら、県民が主体的に取り組む健康づくりや企業の健康経営の取組を推進するなど、社会全体で継続的に健康づくりに取り組みます。

■ 基本事業2 歯科保健対策の推進

全身の健康につながる歯と口腔の健康を保つことで、生涯にわたり生活の質の向上が図られるよう、ライフステージに応じた歯科疾患予防や口腔機能の維持・向上に取り組みます。また、むし歯予防の効果が高いフッ化物洗口の実施に向けて、教育委員会等と連携して積極的に取り組むとともに、地域口腔ケアステーションを核とした在宅歯科保健医療連携などに取り組みます。

■ 基本事業3 難病対策の推進

難病指定医等の育成や指定医療機関の増加により、医療費助成制度を円滑に運営するとともに、拠点病院を中心とする医療提供体制の拡充に取り組みます。また、難病患者等の療養生活の質の向上を図るため、生活・療養相談、就労支援を行います。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
健康寿命	男性78.5歳 女性80.9歳 (29年)	男性79.6歳 女性81.4歳 (4年)	国の定める健康づくりの基本的方針である「健康日本21（第2次）」の目的の一つであり、県民が日常的に介護を必要とせず、自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
特定健康診査受診率	52.2% (29年度)	59.7% (4年度)	三重県保険者協議会に所属する医療保険者が行う特定健康診査（生活習慣病に関する健康診査）の受診率
フッ化物洗口を実施している施設数（累計）	159施設 (30年度)	259施設	フッ化物洗口を実施している幼稚園、保育所等の数



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

地域における支え合い体制づくりが進み、高齢者、障がい者、子育て家庭、生活困窮者など、地域でさまざまな課題を抱える人が、社会から孤立することなく、質の高い福祉サービスや必要とする支援を受けながら、誰一人取り残されることなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるとともに、一人ひとり個性や能力を発揮しながら、希望を持って日々自分らしく生活しています。

現状と課題

- 相互扶助としての地域コミュニティの機能が失われつつある中、社会的に弱い立場に置かれた人びとが社会から孤立し、地域で暮らし続けることが困難な状況が生じています。また、複数の課題を抱えており、一つの側面からだけでは対応できないケースも見られます。高齢者や障がい者、子育て家庭、生活困窮者などの支援を必要とする人を、地域住民やさまざまな主体が連携し、社会全体で支え合う体制づくりを進めていくことが必要です。
- 刑法犯認知件数が平成14（2002）年をピークに年々減少している一方で、検挙者に占める再犯者の割合は上昇し50%を占めるに至っており、再犯を防止し、県民の安全・安心を確保するには、犯罪をした者等が地域で孤立せず、社会の一員として、地域社会とかわりを持ちながら日常生活を営めるよう支援することが必要です。
- 福祉サービスを提供する社会福祉法人等が増加する中、効率的、効果的な指導監査等の実施により、適正な運営と健全な経営を確保するとともに、提供される福祉サービスの質の向上を図ることが必要です。
- ひきこもりや自殺の背景にはさまざまな事情や原因がありますが、こうした生きづらさを抱えている人にしっかりと寄り添いながら、個々の状況に応じた適切な支援につなげるため、関係機関の連携による包括的な支援体制を整備し、誰一人取り残さない支援が必要で
- 生活困窮状態に陥った背景にはさまざまな要因が考えられ、生活困窮者の個々の状態に応じた生活の保障や自立に向けた支援が必要で
- ユニバーサルデザインの考え方をさらに広めるため、ユニバーサルデザインの考え方の浸透を図り、さまざまな主体と連携して、ユニバーサルデザインの意識づくりに取り組むことが必要です。また、事業者・設計者等の理解、協力を得ながら、よりユニバーサルデザインに配慮した公共施設や商業施設を整備することが必要で
- 戦後生まれの世代が人口の大部分を占めるようになっているため、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に継承していくことが必要で

新しい豊かさ・協創の視点

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民や地域のさまざまな主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが求められています。このため、市町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、事業者等の皆さんとの協働・連携のもとに、地域の支え合い体制づくり、生活困窮者の自立支援、ユニバーサルデザインのまちづくりなどを進めます。

取組方向

■ 基本事業1 地域福祉活動の推進と質の高い福祉サービスの提供

「三重県地域福祉支援計画」に基づき地域福祉の推進を図り、市町や社会福祉協議会との連携を深め、民生委員・児童委員、ボランティア、地域住民等による地域福祉活動を支援するとともに、福祉的援助を必要とする人が地域で安心して暮らすことができるよう支援します。また、犯罪をした者による再犯を防止するため、「三重県再犯防止推進計画」に基づく取組を進め、関係機関等と連携しながら、就労・住まいの確保、保健医療・福祉サービスの利用促進等の支援を行います。さらに、社会福祉施設および事業所に対して効率的な指導監査等を実施するとともに、福祉施設の第三者評価の受審促進、福祉サービスに対する苦情解決を行います。

■ 基本事業2 生きづらさを抱えている人を受け止める社会づくり

ひきこもりなどで生きづらさを抱えている人が、社会の中で孤立することなく、安心して生活できるよう、電話や面談による相談対応のほか、支援者研修などに取り組みます。また、県、市町、関係機関・団体等で構成するネットワーク組織の連携を強化し、子ども・若者から高齢者まで幅広い世代に対応した対策を進めるとともに、さまざまな課題を抱える人を包括的に受け止め、誰一人取り残すことなく、適切なサービスにつなぐ相談支援体制の構築を進めます。

■ 基本事業3 生活困窮者の生活保障と自立支援

生活保護の適正実施、生活保護受給者の自立支援を進めるとともに、さまざまな課題を抱えた生活に困窮する人に対して、相談支援等を実施することで自立の促進を図ります。

■ 基本事業4 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

ヘルプマーク、おもしろい駐車場利用証制度の普及や学校での出前授業等に取り組むとともに、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に定める整備基準や適合証の啓発、鉄道駅等のバリアフリー化の支援等を進めます。

■ 基本事業5 戦没者遺族等の支援

戦争犠牲者への慰霊事業を行うとともに、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代へ継承するため、慰霊事業への次世代遺族の参列を促します。また、戦没者遺族や戦傷病者に必要な支援を行います。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
地域福祉計画を策定している市町数	18市町	29市町	地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画を策定している市町数

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
40歳未満の自殺死亡率	14.2 (30年)	12.1 (4年)	40歳未満（子ども・若者世代）における人口10万人あたりの自殺者数
自立相談支援機関の面談・訪問・同行支援の延べ件数	8,736件 (30年度)	10,426件	福祉事務所設置自治体において、自立相談支援機関（相談窓口）で実施している生活困窮に関する相談に対する、面談や訪問、同行支援の件数（出典：生活困窮者自立支援統計システム）
ヘルプマークを知っている県民の割合	58.1% (30年度)	85.0%	ヘルプマークを知っている県民の割合



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

障がい者がライフステージをとおして、どこで誰と生活するかを選択する機会が確保されています。また、多様な働き方が選択でき、働くことを通じた自己実現の機会や、レクリエーション・文化活動などに参加する機会が確保されるとともに、障がい者差別の解消および虐待の防止、障がい者の情報保障など、障がい者の権利を守るための取組が進み、障がい者が地域で生きがいを感じながら安心して暮らすことができる社会づくりが進んでいます。

現状と課題

- 障がい者の地域生活を支援するための取組を進めることで、グループホームなどの障害福祉サービスの充実、工賃の向上や一般就労者数の増加など障がい者の自立に向けた環境整備は進みつつありますが、引き続き居住の場や日中活動の場、地域生活を支える障害福祉サービス等の充実や、医療的ケアが提供できる事業所の拡充を図る必要があります。また、工賃向上や多様な就労の場の確保と定着への支援を強化し、さらには、社会的事業所をはじめとした障害者就労施設等からの優先調達を推進することで、障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、より一層取組を進める必要があります。
- 農林水産分野における障がい者の就労の場の創出に取り組んでいます。今後、障がい者が農林水産分野でさらに活躍できるよう、引き続き就労支援の充実を図る必要があります。
- 障がい者が身近な市町で相談が受けられる相談支援の提供体制構築と支援の質的向上のため、広域的・専門的な相談支援体制の整備に取り組んでいます。さまざまな障がい状況に対応し、誰もが望む生活が送れるよう、引き続き相談支援の強化を図り、地域における人材育成体制の構築を推進することが必要です。
- 精神科病院の長期入院患者の地域生活への移行をさらに進めるとともに、精神障がい者が不調を来した場合も早期かつ適切に医療や支援が受けられ、地域で安心して生活できる体制づくりの推進が必要です。
- 障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、国においては障害者差別解消法や障害者虐待防止法、また、県においては「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」や「三重県手話言語条例」の整備が進められてきましたが、障がいを理由とする差別の解消や障がい者虐待の防止、障がい者の情報保障など社会参加環境の整備のより一層の取組が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

障がい者が地域社会で生きがいを感じながら安心して暮らすことができるよう、障害者権利条約における「障害者を保護の客体から権利の主体へ」との考え方にに基づき、県民の皆さんが社会全体で障がい者との対話を通じて社会的障壁の除去に取り組み、地域の多様な構成員が相互の理解と支え合いにより、障がい者の自立と社会参加を妨げているさまざまな要因の解消を図っていくことで、障がい者がその個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参加・参画できるための取組を進めていきます。

取組方向

■ 基本事業1 障がい者の地域生活・就労の支援と福祉サービスの充実

障がい者が地域で必要な支援を受けながら、自立し安心して暮らすことができるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業の充実、医療的ケア児・者の受け皿の拡充、就労の場の確保および職場への定着支援、福祉的就労事業所における工賃向上に取り組めます。

■ 基本事業2 農林水産業と福祉との連携の促進

障がい者が農林水産分野で活躍できるよう、農福連携に取り組む福祉事業所や農林水産事業者の経営発展を促進するとともに、農林水産業と福祉をつなぐ人材の育成やマッチングの仕組みづくりなどの支援体制を強化することで、障がい者の就労機会の拡大に取り組めます。

■ 基本事業3 障がい者の相談支援体制の整備

障がい者が自ら生活の場や暮らし方を選択し、地域で暮らし続けることができるよう、広域的・専門的な相談支援の強化と、地域における人材育成体制の構築による相談支援の一層の質的向上を図り、障がい者のニーズの多様化、高度化に適切に対応できる相談支援体制の整備を推進します。

■ 基本事業4 精神障がい者の保健医療の確保

精神障がい者の地域移行の取組やアウトリーチ、精神科救急医療体制の整備など、精神障がい者や家族が適切な医療や支援を受けて安心して暮らせるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を図ります。また、依存症について、相談体制の整備や、専門医療機関の確保に努めるとともに、相談機関、専門医療機関と自助グループ等との連携を進めます。

■ 基本事業5 障がい者の差別解消および虐待防止と社会参加の推進

「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」についての普及啓発、障がいを理由とする差別の解消のための支援体制等の強化や、障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応のための取組を進めるとともに、情報コミュニケーションに係る支援、スポーツや芸術文化活動などへの参加機会の充実など、障がい者の社会参加環境の整備に取り組めます。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数	1,568人 (30年度)	2,128人	居住支援系サービスであるグループホーム（共同生活援助）や自立生活援助を利用することで、地域で生活している障がい者数（出典：三重県国民健康保険団体連合会「サービス利用状況集計」）

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
障がい児・者の日中活動を支援する事業所の利用者数	12,665人 (30年度)	16,143人	日中活動系サービスである生活介護、療養介護、就労系サービスである就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、障害児通所系サービスである児童発達支援、放課後等デイサービスを利用することで、日中活動している障がい児・者数（出典：三重県国民健康保険団体連合会「サービス利用状況集計」）
農林水産業と福祉との連携による新たな就労人数	-	70人	福祉事業所と農林水産事業体において、農林水産業に新たに年間12日以上従事した障がい者数



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進み、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応により、虐待被害から子どものかけがえのない命や尊厳が守られています。また、全ての子どもが、家庭あるいは良好な家庭的環境でできる限り養育されるよう、市町による子ども家庭支援の充実や里親委託の促進、施設の小規模グループケア化などの取組が進んでいます。

現状と課題

- 児童虐待相談対応件数は全国的に増加しており、その内容もより複雑化する中、これまで介入支援機能や法的対応力の強化に向けた専門職の配置、全国に先駆けた独自のリスクアセスメントツール^{注)1}の導入、相談業務へのAI活用に向けた実証実験、子どもの権利擁護のためのアドボケイト^{注)2}の養成など、相談支援体制の強化に取り組んできました。さらに、県民全体で児童虐待の防止に取り組む決意をあらためて示すため、社会情勢の変化やこれまでの取組をふまえ、「子どもを虐待から守る条例」を改正し、引き続き、児童相談所の機能の充実や市町や警察等との連携を強化し、社会全体で児童虐待の防止に取り組んでいく必要があります。
- 平成23（2011）年3月、子どもの権利が尊重される社会の実現をめざして、「三重県子ども条例」を制定し、県民をあげて、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組んできました。さらに、平成27（2015）年3月には、家庭から離れてもより家庭的な環境で生活できるよう「三重県家庭的養護推進計画」を策定し、施設や里親関係者と協力し、里親委託の推進や施設の小規模化および地域分散化を進めてきたところ、里親委託率は全国平均を上回るペースで伸びているとともに、家庭的な養育環境の施設も年々増加しています。そのような中、平成28（2016）年には、「児童福祉法」が改正され、子どもが権利の主体であることに加え、家庭養育優先原則が明確に示されたことから、今後は「新しい社会的養育ビジョン」の理念に沿って、社会的養育の推進に向け、里親委託と施設環境の充実をさらに推進するとともに、子どもの権利擁護の取組、自立支援の推進、市町の子ども家庭支援体制の構築を進める必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

社会的養育を必要とする要保護児童などが安心して健やかに暮らせるよう、県民一人ひとりが要保護児童とその家族に対する理解を深めるとともに、地域の市町、医療機関、警察、里親、施設等が連携し合い、地域社会がセーフティネットを機能させて支援を行います。

注) 1 リスクアセスメントツール：児童虐待による死亡等重篤な事例を発生させないことを目的に、緊急出動や一時保護についての判断基準を明確化したもの。

注) 2 アドボケイト：子どもや障がい者など、自分の意見を伝えるのが困難な人に代わりその意見を代弁し権利を擁護する者。

取組方向

■ 基本事業1 児童虐待対応力の強化

児童虐待対応力の強化に向け、児童相談所の専門職を増員して体制強化を図ります。また、子どもの安全を最優先に考えた迅速な初期対応、虐待があった家庭への支援を行うなど、的確な児童虐待対応に取り組みます。さらに、市町における子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた支援を行い、市町の児童相談体制の強化を促進するとともに、児童虐待防止の啓発や関係機関との連携強化等に取り組み、児童虐待の未然防止、早期発見および早期対応につなげます。

■ 基本事業2 社会的養育の推進

社会的養護を必要とする全ての子どもが、家庭的な養育環境の中で豊かに育つことができるよう、「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親制度の周知や里親登録者の増加と、里親の養育技術の向上等に取り組み、里親委託を推進するとともに、児童養護施設等の小規模化・多機能化等を促進します。さらに、子どもの権利擁護や社会的養護の子どもの自立支援、市町の子ども家庭支援体制の構築に向けた取組を行います。

主 指 標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
児童虐待の早期対応力強化に取り組む市町数	15市町 (30年度)	29市町	県が派遣するスーパーバイザーやアドバイザーの専門的知見の活用などにより児童虐待の早期発見、早期対応力の向上に取り組む市町数

副 指 標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
児童養護施設・乳児院の多機能化等の事業数（累計）	8事業 (30年度)	16事業	児童養護施設・乳児院が行う、児童家庭支援センター、一時保護専用施設、フォスタリング ^{注）3} 機関等の事業数
里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合	28.8% (30年度)	35.0%	里親・ファミリーホームへの委託児童数、児童養護施設・乳児院に入所している児童数の総和のうち、里親・ファミリーホームへの委託児童の割合（出典：福祉行政報告例）



子ども虐待防止啓発月間におけるオレンジリボンツリーの展示

注）3 フォスタリング：里親のリクルートおよびアセスメント、里親登録前後および委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、委託期間中および委託解除後のフォローなど、質の高い里親養育のための包括的な支援。



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

市町や地域住民、ボランティア団体、事業者、学校等との連携による犯罪防止に向けた取組と、発生した犯罪に対する検挙活動の推進により、県民の皆さんが安全で安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会が構築されています。また、社会全体で犯罪被害者等に対する支援が行われています。

現状と課題

- 県民の皆さんの安全と安心を確保するため、犯罪の防止と検挙に取り組んできた結果、令和元（2019）年中の刑法犯認知件数は、戦後最少を記録しました。その一方で、被害者に重大な危害を及ぼす重要犯罪^{注）1}や、高齢者等を狙った特殊詐欺は後を絶たず、また、ストーカー・DV（ドメスティック・バイオレンス）事案の認知件数や、サイバー犯罪等に関する相談件数が高止まりするなど、治安情勢は、依然、予断を許さない状況にあります。さらに、近年、下校中の女兒が殺害される事件、登校中の児童らが殺傷される事件、多数の社員が放火により殺害される事件など、社会の耳目を集める凶悪事件が全国的に相次いで発生していることも相まって、治安に対する県民の皆さんの不安を解消するには至っていません。
- このような現状において、県民の皆さんが安全で安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会を構築するためには、自治体や地域住民、ボランティア団体など、さまざまな主体との連携による犯罪防止に向けた取組と、重要犯罪をはじめ、特殊詐欺やストーカー・DV事案、サイバー犯罪など、県民の皆さんに不安を与える犯罪に対する検挙活動を一層推進する必要があります。
- 犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的に「三重県犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図る「三重県犯罪被害者等見舞金」を創設しました。しかし、犯罪被害者等の状況に応じた必要な支援が適切に提供される必要があることや、必要な支援は多岐にわたることから、市町をはじめとする関係機関等との連携を強化し、総合的な支援体制を整備する必要があります。また、二次被害を防止するため、犯罪被害者等に対する県民の理解促進を図る必要があります。

● 新しい豊かさ・協創の視点 ●

県民の皆さんの理解と協力を得ながら、地域ぐるみのきめ細かな防犯対策や関係機関・団体等による自主防犯活動を促進するとともに、適正捜査を推進し、発生した犯罪の徹底検挙を図ります。また、犯罪被害者等に対する関係機関等と連携した総合的な支援体制の整備や地域社会における理解の促進に取り組めます。



街頭警戒活動

注）1 重要犯罪：殺人、強盗、強制的性交等、強制わいせつ、放火、略取誘拐および人身売買をいいます。

取組方向

■ 基本事業1 みんなで進める犯罪防止に向けた取組の推進

自治体等と連携した防犯設備の整備・拡充、自主防犯活動の活性化を図るための支援、子どもの安全確保、少年の非行防止、特殊詐欺の被害防止など、犯罪防止に向けた取組を推進するとともに、サイバー空間の安全・安心の確保を図ります。

■ 基本事業2 犯罪の徹底検挙のための活動強化

迅速・的確な初動捜査の徹底、捜査支援システムの活用や科学捜査の推進など、客観証拠確保のための取組を強化し、検挙および暴力団対策等各種対策を行うことで、被害者に重大な危害を及ぼす重要犯罪をはじめ、特殊詐欺やサイバー犯罪など、県民の皆さんに不安を与える犯罪の徹底検挙を図ります。

■ 基本事業3 県民の安全を守る活動基盤の整備

老朽・狭隘な交番・駐在所の建て替えや、装備資機材の充実・強化、捜査支援システムの拡充など、警察活動を支える基盤の強化に取り組み、犯罪防止と徹底検挙を進めます。

■ 基本事業4 犯罪被害者等支援の充実

犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が途切れなく提供されるよう、市町をはじめとする関係機関等との連携を強化し、総合的な支援体制を整備するとともに、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性について、県民の理解促進を図ります。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
刑法犯認知件数	10,322件	7,500件未満	刑法犯（道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷を除く）について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
「子ども安全・安心の店」認定事業所数	262事業所	1,000事業所以上	通学路に面し、子どもの保護活動、見守り活動のほか、地域住民への犯罪被害防止に関する情報発信、自主防犯活動に関する広報等を行う「子ども安全・安心の店」として三重県警察が認定した営業所・店舗数
重要犯罪の検挙率	94.8%	90%以上	重要犯罪に係る当該年の認知件数に対する検挙件数の割合
機動力の向上、施設の老朽化・津波浸水への対策を講じた交番・駐在所数	80か所	100か所以上	さまざまな警察事象に迅速・的確に対応するための対策を講じた交番・駐在所の数
犯罪被害者等支援施策集を作成した市町数	1市	29市町	市町における犯罪被害者等支援施策や相談窓口等を取りまとめた「犯罪被害者等支援施策集」を作成した市町数



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民の皆さんをはじめ、さまざまな主体と連携が進み、それぞれの特性を生かした交通事故防止対策を実施するとともに、「飲酒運転をしない、させない」意識が高まり、安全運転サポート車や後付け安全運転支援装置が普及することなどにより、幼児から高齢者に至るまで安全・安心な交通環境が実現し、交通事故死者数が減少しています。

現状と課題

- 県内の交通事故死者数・交通事故死傷者数は、長期的に減少傾向が続き、過去最少レベルにありますが、県民の皆さんが安全・安心に暮らしていくにはまだまだ厳しい情勢にあることから、現状の交通事故抑止対策を維持しつつ、さらなる対策の推進が求められています。
- 飲酒運転違反の厳罰化にも関わらず、飲酒運転事故や飲酒運転違反者がなくなる現状にあり、「飲酒運転はしない、させない」という意識の定着や、アルコール依存症などの関連問題を含めた取組が求められています。
- 全国的に子どもや高齢運転者が当事者となる交通事故が問題となる中、本県でも高齢者が当事者となる交通事故の占める割合が増加傾向にあり、また、次代を担う子どもを交通事故から守ることは社会的要請であることから、子どもや高齢者の交通事故抑止対策の推進が喫緊の課題となっています。
- 人口10万人あたりの死者数が、都道府県別に見て常に多いことから、交通事故死者数のさらなる減少に向けて、交通安全意識や交通マナーの向上のための教育・啓発、交通指導取締りや交通安全施設の整備など、ソフト・ハード両面から交通安全対策を一層強力に推進することが求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

県民一人ひとりの交通安全意識の醸成が図れるよう、市町、国の機関、関係団体などさまざまな主体と連携して交通安全教育や啓発活動などを行い、交通事故防止の取組を進めていきます。



横断歩道“SOS”の日 交通安全街頭活動

■ 基本事業1 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた教育・啓発の推進

四季の交通安全運動をはじめ、広報・啓発を推進するとともに、それぞれの年齢層に合わせた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。

高齢者の交通事故防止対策として、市町や関係団体と連携の上、安全運転サポート車、後付け安全運転支援装置などの普及、運転免許証自主返納の支援などの取組を重点的に進めます。

■ 基本事業2 飲酒運転0（ゼロ）をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進

県民一人ひとりに規範意識の定着を図るため、関係団体や教育機関などと連携し、教育・啓発活動を推進します。

また、飲酒運転違反者への教育やアルコール依存症の受診義務などの取組により再発防止を図ります。

■ 基本事業3 安全で快適な交通環境の整備

歩行者や運転者が安全で快適に通行できるよう、「ゾーン30」^{注）1}の整備および老朽化した信号機や道路標識等の適正管理をはじめとする交通安全施設の整備を推進します。

■ 基本事業4 交通秩序の維持

飲酒運転、横断歩行者等妨害、速度超過等の悪質性・危険性の高い違反、シートベルト着用およびチャイルドシート使用に係る違反に重点を置いた交通指導取締りのほか、交通安全教育、広報啓発活動を推進します。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
交通事故死者数	75人	60人以下	交通事故発生から24時間以内の死者数

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
交通事故死傷者数	4,763人	3,100人以下	交通事故による死者数と負傷者数の合計
高齢運転者事故件数	783件	580件以下	高齢者が第一当事者となった人身事故発生件数
飲酒運転事故件数	36件	23件以下	飲酒運転が関係する人身事故発生件数
「ゾーン30」整備地区数（累計）	47地区	55地区以上	生活道路における歩行者等の安全確保対策である「ゾーン30」の整備地区数
横断歩道の平均停止率	20.7%	60.0%以上	信号機のない横断歩道を人が渡ろうとした時の自動車の停止する割合

注）1 ゾーン30：生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策。



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県や市町、消費者団体、事業者団体、地域住民等さまざまな主体が連携することにより、消費者一人ひとりが消費生活に関する正しい知識を得て、事業者との契約トラブル等を回避する自主的かつ合理的な消費活動を行うとともに、単なるサービスの受け手としてではなく、社会、経済、環境などに消費が与える影響を考えて商品・サービスを選ぶなど、公正で持続可能な社会の形成に寄与するような消費生活を営んでいます。

現状と課題

- 高度情報通信社会の進展や新技術を活用した新たなビジネスの登場など、消費者の利便性が高まる一方で、新たな消費者トラブルの発生が懸念されることから、一層の消費者教育、啓発活動を行うとともに、消費者に身近な市町における相談体制の充実に向けた取組が必要です。
- 「民法」の改正により、令和4（2022）年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、これまで未成年者取消権で保護されてきた18歳、19歳の若年者が保護対象から外れることとなるため、若年者の消費者被害拡大防止に向けた取組の強化が必要です。
- 消費生活相談件数に占める高齢者の割合が年々増加していることから、高齢者の消費者トラブル防止のための取組を一層進めるとともに、消費者に身近な市町における見守り体制の充実に向けた取組が必要です。
- 不適正な取引行為等の排除と健全な市場の形成のため、関係機関等と連携して事業者の監視・指導を行うほか、事業者における自主的な取組を支援していくことが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんの人や社会・環境に配慮した消費活動を促進します。

また、消費生活の安全を地域で支え合う意識の醸成を図り、県や市町、消費者団体、事業者団体、地域住民等さまざまな主体の協創により、地域における見守りや消費者教育、啓発活動等を行うことで、消費者トラブルの未然防止や早期解決を図ります。



消費者啓発推進キャンペーンの様子

■ 基本事業1 自主的かつ合理的な消費活動への支援

公正で持続可能な社会を形成するためには、消費者が正しい知識を得て消費者トラブルを回避し、人や社会・環境に配慮した消費活動である倫理的消費（エシカル消費）を意識するなど、消費者の自覚や自発的な行動が重要であることから、市町やさまざまな主体が参画する「みえ・くらしのネットワーク」等と連携した取組を実施するとともに、幼児期から高齢期までのさまざまなライフステージに応じた効果的な消費者教育、啓発活動等を実施します。

特に、令和4（2022）年4月から「民法」の成年年齢が引き下げられることをふまえ、教育機関等と連携し、若年者に向けた取組を強化して実施します。

■ 基本事業2 消費者被害の救済、適正な取引の確保

「三重県消費生活センター」の専門性を確保し、消費者被害救済のための相談に迅速かつ適切に対応するとともに、市町を含む相談員の資質向上等を図り、県内どこに住んでいても質の高い相談が受けられるよう、県全体の相談対応能力の向上を図ります。また、高齢者等の消費者トラブルを防ぐため、市町における消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置を促進し、地域における見守り体制の構築を推進します。

さらに、適正な商取引や商品・サービスの表示が行われるよう、事業者を監視・指導します。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
消費者トラブルに遭った時に消費生活相談を利用とした人の割合	62.5% (30年度)	70.0%	消費者トラブルに遭った時に消費生活センターや市町の消費生活相談窓口を利用とした人の割合

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
高齢者や若年者に向けた消費生活講座等に参加した人数	5,244人 (30年度)	7,800人	消費者トラブルの防止等のために県が実施する高齢者や若年者等に向けた消費生活講座等に参加した人数
消費生活相談においてあっせんにより消費者トラブルが解決した割合	92.1% (30年度)	95.0%	消費生活相談において、「三重県消費生活センター」があっせんを行った相談のうち、消費者トラブルが解決した割合



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

医薬品や医療機器などの品質管理体制の整備により医薬品等の安全が確保されるとともに、生活衛生営業施設等の衛生が確保され、安全なサービスや製品が提供されています。

また、さまざまな主体と連携し地域全体で取り組むことで、動物の殺処分がなくなるとともに、薬物が容易に入手できない環境が整備されています。

現状と課題

- 医薬品等製造業者等への監視指導や、県民の皆さんへの医薬品等の適正使用のための情報提供などを行うとともに、患者本位の医薬分業の実現等をめざし「かかりつけ薬剤師・薬局」を推進しています。引き続き、医薬品等の品質、有効性および安全性の確保を図るとともに、将来にわたり安全な血液製剤を安定的に確保するため、若年層に対する献血啓発などに取り組む必要があります。
- 動物愛護管理の拠点として三重県動物愛護推進センター「あすまいる」を平成29（2017）年5月に開所し、動物愛護教室などの普及啓発活動、飼い主への終生飼養の指導や飼い主のいない猫の不妊・去勢手術などの引取り数を減らす取組、譲渡事業等に取り組んだところ、犬・猫の殺処分数が大幅に減少しました。引き続き、人と動物が安全・快適に共生できる社会をめざし、取組を推進する必要があります。
- 民間団体、学校、市町等の関係機関と連携し、薬物乱用防止に関する啓発、取締りなどに取り組んでいます。近年、若年層を中心に大麻事犯検挙者数が増加していることから、これまで以上に薬物乱用防止対策を進める必要があります。
- 生活衛生営業施設等に対する監視指導や衛生管理に関する講習会等を行っています。引き続き、施設における衛生確保を図るため、監視指導などに取り組む必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

安全な製品やサービスが供給され安心して利用できるよう、医薬品等製造業者等や生活衛生営業施設等営業者に自主管理を促すとともに、県民一人ひとりの献血意識の向上に取り組めます。

また、県民一人ひとりが安心して豊かに暮らせるよう、関係機関等と連携し、動物を愛護する意識の向上や動物愛護管理の取組を推進するとともに、薬物乱用防止に係る意識啓発を行うなど、薬物乱用防止の取組を強化します。



「ダメ。ゼッタイ。」普及運動における街頭啓発

取組方向

■ 基本事業1 医薬品等の安全な製造・供給の確保

医薬品等製造業者等の監視指導を行うとともに、県民の皆さんに対する医薬品等の適正使用に関する啓発や知識の普及を図るほか、「かかりつけ薬剤師・薬局」の推進に努めます。また、献血について、県民の皆さんへの啓発に加え、高校生などを対象としたセミナーの開催や献血ボランティア活動の推進を通じた若年層の献血者の確保に取り組みます。

■ 基本事業2 人と動物との共生環境づくり

人と動物が安全・快適に共生できる社会をめざし、三重県動物愛護推進センター「あすまいる」を県の動物愛護管理の拠点として、さまざまな主体と連携しながら、譲渡事業等、殺処分をなくすための取組等を推進するとともに、災害時におけるペットの防災対策や人型ロボットの配置により収集した情報の利活用等に取り組みます。

■ 基本事業3 薬物乱用防止対策の推進

学校等における薬物乱用防止教室などの講習会や「ダメ。ゼッタイ。」普及運動などの啓発による「未然防止対策」、警察等関係機関と連携した「取締対策」、さらに薬物依存症者やその家族等に対する支援を中心とした「再乱用防止対策」の3つの対策により、薬物乱用を許さない社会環境づくりを進めます。

■ 基本事業4 生活衛生営業施設等の衛生確保

生活衛生営業施設等の監視指導や講習会等を行い、生活衛生営業施設等営業者の自主的な衛生管理の促進を図ります。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
やむを得ず殺処分を行った犬・猫の数	115匹 (30年度)	0匹	保健所に収容した犬・猫のうち、やむを得ず殺処分を行った犬・猫の数（治癒の見込みがない病気などの理由により殺処分した数を除く）

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
県内の医薬品等製造施設のうち不良医薬品等を出さなかった施設の割合	98.8% (30年度)	100%	県内の医薬品等製造施設のうち、重篤な健康被害の原因となる不良医薬品等や健康被害の原因となる可能性のある不良医薬品等を出さなかった施設の割合
献血を行った10代の人数	2,095人 (30年度)	2,400人	県内の献血ルームおよび献血バスで献血を行った10代の人数
薬物乱用防止に関する知識と理解を深めた県内学校の児童生徒等の人数	54,702人 (30年度)	58,000人	薬物乱用防止に関する知識と理解を深めた県内の小中学校、高等学校の児童生徒や大学生等の人数
健康被害が発生しなかった生活衛生営業施設の割合	100% (30年度)	100%	生活衛生営業施設（公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所、旅館、興行場）のうち健康被害の発生がなかった施設の割合



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

農水産物の生産や食品の製造・加工・流通から消費に至る全ての過程において監視指導等を行うとともに、家畜伝染病等の食に関わる課題に対して、県民の皆さんへの影響を最小限に抑えられている体制が整備され、安全で安心な食品が供給されています。

現状と課題

- 食の安全・安心の確保のためには、食品関連事業者や生産者のコンプライアンス意識の向上を図るとともに、自主的な取組を促進することが必要です。また、消費者自らが食品に対する知識と理解を深め、判断・選択することが必要なことから、食品関連事業者、生産者および行政の取組を知る機会を増やし、相互理解を促進することが必要です。
- 食品の製造・加工・流通から消費に至る過程において、衛生管理や食品表示等の監視指導、食品の検査等に取り組んでいます。引き続きこれらの取組を実施し、県内に流通する食品の安全性を確保する必要があります。
- 食品事業者は、「食品衛生法」の改正に伴うHACCP^{注1}に沿った衛生管理や、「食品表示法」の経過措置期間終了による新制度に基づく食品表示に対応する必要があることから、HACCPに沿った適切な衛生管理や新制度に基づく適切な食品表示が行われていることを確認する必要があります。
- 食の安全・安心に対する消費者の不安を解消するため、農薬、肥料、動物・水産用医薬品や飼料等の適正使用の管理および安全・安心な農水産物生産システムの構築を図る必要があります。
- 家畜伝染病の発生防止に向け、県内畜産農場における防疫体制の強化を図る必要があります。特に、県内での野生イノシシへのCSF^{注2}感染をふまえ、各農場における飼養衛生管理基準の遵守・徹底など、発生防止に向けた取組を進めるとともに、家畜伝染病の発生による畜産物への風評被害対策に取り組む必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

安全で安心な食品が供給され、県民の皆さんが安心して暮らせるよう、食品関連事業者や関係団体の皆さんなど幅広い分野の方々と連携して、食品関連事業者等のコンプライアンス意識の向上や自主管理の促進、消費者への啓発等に取り組むとともに、リスクコミュニケーションの機会を通じて相互理解を深めます。

注) 1 HACCP：Hazard Analysis Critical Control Point（危害分析重要管理点）の頭文字。食品の製造において、施設の清掃や食品取扱者の衛生管理等の従来的一般衛生管理に加え、製造の工程ごとに微生物や異物混入の危害があるか分析し、管理することで食品の安全性を高め、食中毒等の被害を未然に防ぐ衛生管理方法。

注) 2 CSF：CSF（Classical Swine Fever）ウイルスにより起こる豚、イノシシの熱性伝染病。「家畜伝染病予防法」に基づき家畜伝染病に指定されており、豚やイノシシへの強い伝染力と高い致死率が特徴であり、人に感染することはありません。

■ 基本事業1 食品の安全・安心の確保

食品関係施設への監視指導等を行い、食品の検査や食品表示の適合性の確認を実施するとともに、食品事業者のHACCPに沿った衛生管理の運用状況を確認します。

また、と畜検査・食鳥検査を全頭（羽）実施するとともに、と畜場や食鳥処理場についてもHACCPに沿った衛生管理の運用状況を確認します。

■ 基本事業2 農畜水産物の安全・安心の確保

食品関連事業者や生産者におけるコンプライアンス意識の向上を図るとともに、食の安全・安心に関する消費者との相互理解を深めるため、積極的な情報提供や研修会、意見交換会等によるコミュニケーションの醸成・充実に取り組みます。また、CSF等家畜伝染病の発生による畜産物への風評被害の未然防止対策に取り組みます。

米トレーサビリティ法や「農産物検査法」等に基づく監視指導体制を強化するとともに、農水産物の生産工程管理および衛生管理の促進、さらに、「家畜伝染病予防法」に基づく飼養衛生管理基準の遵守・徹底等を図ります。特に、CSFについては、飼養豚に対する予防的ワクチン接種の取組を進めるとともに、野生動物や人、車両等を介した農場へのウイルスの侵入防止対策を徹底指導します。さらに、野生イノシシへのCSF感染拡大を防止するため、経口ワクチンの散布や生息数の低減に取り組みます。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
HACCPに沿った衛生管理を適切に運用している施設の割合	—	100%	HACCPに沿った衛生管理が適切に運用されていることを監視等により確認した施設（不適切であったが指導等により改善したものを含む）の割合

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
食品表示を適切に行っている食品関連事業者の割合	100% (30年度)	100%	食品表示が適切に行われていることを監視等により確認した食品関連事業者（不適切であったが指導等により改善したものを含む）の割合
特定家畜伝染病発生防止率	81.9%	100%	発生農場での全頭（羽）殺処分が必要な家畜伝染病の発生および感染拡大を防止した割合



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民一人ひとりが感染予防に自主的に取り組むとともに、感染症が発生した際は、地域社会全体が的確な情報に基づき、速やかに感染拡大防止策をとることにより、県民が安心して暮らせる環境が整っています。

現状と課題

- 感染症予防を普及啓発するための人材の養成や感染症発生動向調査システムの活用による情報発信等を行うことで、危険性の高い感染症の集団発生の抑止に取り組んでいます。今後も感染症の流行状況に応じた情報発信や普及啓発が必要であることから、感染予防に関する研修会の開催やシステム活用による情報発信等、感染予防・拡大防止の取組を推進していくことが必要です。
- 発生すると社会的影響の大きい感染症について、適切な治療や防疫措置を講じるため、感染症指定医療機関の運営や設備整備への支援、防疫用品等の備蓄・更新、発生に備えた関係機関と連携した訓練を行っています。今後も、新型コロナウイルスなど新たな感染症が発生した際にも迅速な対応ができるよう、防疫体制の充実を図るとともに、感染拡大防止と県民の皆さんの不安解消に向けて取り組んでいくことが必要です。
- HIV（エイズの原因となるウイルス）や肝炎に対しては、無料検査や相談により、早期発見・早期治療を促進するとともに、風しんについては、妊娠を希望する女性等を対象に無料の抗体検査等を実施し、感染予防につなげる取組を行っています。引き続き、無料検査や相談についての広報を行うなど、感染予防・拡大防止に向けた取組を行っていく必要があります。

● 新しい豊かさ・協創の視点 ●

感染症に関して不安を感じることなく、安心して暮らすことができるよう、感染症発生動向調査システム等を活用して情報提供を行い、県民一人ひとりが、感染予防に理解を深め、適切な予防行動が行うことができるよう取り組みます。また、発生すると社会的影響が大きい感染症については、適切な防疫措置ができるよう、関係機関と連携を進めます。

■ 基本事業1 感染予防のための普及啓発の推進

感染症の流行状況に合わせて適切に感染予防・拡大防止を図るため、引き続き、研修会の開催による普及啓発や、感染症発生動向調査システムの活用による情報の収集・整理・分析を行い、情報発信をしていきます。

■ 基本事業2 感染症危機管理体制の整備

エボラ出血熱や新型インフルエンザ、新型コロナウイルス等、発生すると社会的影響の大きい感染症の発生に備え、防疫用品等の備蓄・更新を行うとともに、医療機関、消防、警察等の関係機関と連携して患者搬送や情報伝達の訓練等を実施し、発生時に迅速な対応ができるよう体制を整えます。

■ 基本事業3 感染症対策のための相談・検査の推進

麻しんや風しんについては、有効な予防手段であるワクチン接種を進めていきます。また、HIVや肝炎については、無料検査を実施するとともに、受検者の増加に向けて、イベント等にあわせて啓発を行います。さらに、保健所等での相談体制の充実を図り、陽性者が安心して治療ができる体制の整備を進めます。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
危険性の高い感染症発生数のうち集団発生が抑止できた割合	100% (30年度)	100%	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく、一、二、三類感染症発生数のうち、集団発生が抑止できた割合

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
感染症危機管理に関する訓練実施率	50.0% (30年度)	100%	感染症危機管理体制整備のために県内全域で実施する訓練の実施率（本庁および各保健所ごとに、年1回以上実施）
定期接種における麻しん、風しんワクチンの接種率	95.6% (30年度)	100%	「予防接種法」に基づく麻しん、風しんの第2期接種時期におけるワクチン接種率（対象年度の4月1日現在の接種対象者数のうち、当該年度における接種者数の割合）



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

さまざまな主体がそれぞれの役割分担のもと、獣害対策に取り組み、被害が減少することにより、人と獣との共生社会が実現し、県民の皆さんが安心して暮らし続けられる三重につながっています。

現状と課題

- 獣害対策を集落ぐるみで行う「体制づくり」、侵入防止柵の整備などを行う「被害対策」、捕獲を進める「生息管理」、捕獲した野生獣を有効に生かす「獣肉等の利活用」に取り組んできた結果、農林水産業被害金額は着実に減少しています。しかしながら、依然として被害軽減が実感されていない集落があることや、自動車等との衝突事故など生活の安全・安心が脅かされており、さらなる獣害対策の推進が求められています。
- 侵入防止柵整備後の管理など継続的な獣害対策活動を支援するとともに、地域の実情に応じたきめ細かな対策を進め、被害防止効果の高い取組にしていく必要があります。
- ICTを活用した効果的・効率的な捕獲の推進や、新たに被害が発生した地域における初期対応の徹底など、状況に応じた捕獲の強化を図っていくことが必要です。
- CSFの感染源と考えられている野生イノシシについては、捕獲の強化により、生息数の減少に向けた対策を講じていく必要があります。
- 野生鳥獣の管理目標を定め、計画的な生息管理を行うことにより、被害を軽減し、人との共生を進めていくことが必要です。
- 捕獲した野生獣のジビエ利用が1割程度にとどまっている中、捕獲した野生獣のより一層のジビエ利用と農山村地域の所得向上につながる地域資源としての活用が求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

集落ぐるみの獣害対策を推進していく中で、地域の皆さんが、アクティブ・シチズンとして主体的に取組に参画していただくことで、獣害の減少や住みやすさの向上、さらには農林漁業者の生産意欲の向上や生きがいにもつながり、農林地の維持・再生が進みます。また、獣害対策が進んでいく中で、人びとの地域への愛着が深まり、地域の野生鳥獣との共生の心が芽生え、豊かに暮らすことのできる三重の実現に近づきます。



イノシシの捕獲の様子

取組方向

■ 基本事業1 地域に応じた獣害対策による被害防止の推進

加害獣の種類や被害程度等地域の状況に対応した侵入防止柵整備や環境整備等を行うことで、人と獣の棲み分けを進め、農林水産業・生活被害の防止に関係者と連携して取り組みます。

また、CSFの感染拡大防止に向けた野生イノシシの捕獲重点エリアを設定した上で、わな設置数を増やすとともに、ICTの導入により見回り労力の軽減を図るなど、捕獲強化を図ります。

■ 基本事業2 野生鳥獣の生息数管理の推進

科学的なモニタリングに基づいた生息数管理に取り組みます。特に、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルによる被害の減少につなげるため、県の「鳥獣保護管理事業計画」の方針に基づき、計画的な個体数調整などに取り組みます。

■ 基本事業3 獣肉等利活用の促進

県が定めた「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」の普及や「みえジビエフードシステム登録制度」の適正な運用等により、ジビエのさらなる安全性・品質の確保に取り組みます。

また、関係市町・団体等と連携して、安定供給に向けた体制の強化や新商品の開発、販路拡大などに取り組みます。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
野生鳥獣による農林水産業被害金額	463百万円 (30年度)	415百万円 以下 (4年度)	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カワウ等による農林水産業の被害金額

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
イノシシによる被害が減少したと実感する集落等の割合	29.5% (30年度)	43.5%	農業集落代表者アンケートで、イノシシ被害があると回答した集落のうち、イノシシ被害が「前年度より減少、または抑えられている」と回答した集落の割合
ニホンジカの推定生息頭数	46,200頭 (30年度)	32,500頭	捕獲頭数、糞粒密度、目撃効率のデータを使用し、階層ベイズモデル法により推定したニホンジカの生息頭数
食肉処理施設（みえジビエ登録施設）で解体処理された野生獣の頭数（ニホンジカ、イノシシ）	1,200頭 (30年度)	1,640頭	みえジビエフードシステムに登録された食肉処理施設で解体・処理されたニホンジカ、イノシシの頭数



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民一人ひとりや事業者などのさまざまな主体が、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方をふまえ、環境保全や地球温暖化の緩和、気候変動影響への適応に取り組み、環境への負荷が少ない持続可能な社会づくりが進んでいます。

現状と課題

- 平成 27（2015）年 9 月、SDGs が国連総会において採択され、地球環境の持続可能性に対する国際的な危機感が高まっています。環境への負荷が少ない持続可能な社会の実現に向け、さまざまな主体の協創により環境に係る課題の解決に取り組むとともに、環境教育・環境学習の充実が求められています。
- 大規模な開発事業等の実施にあたっては、環境影響の回避や低減等の環境保全措置を講じるなど、適切な環境配慮が求められています。
- 温室効果ガス削減のための国際枠組みである「パリ協定」の取組が令和 2（2020）年に始まり、国内では、令和 12（2030）年度に温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年度比で 26%削減することとしています。県では、令和元（2019）年 12 月に、2050 年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざす脱炭素宣言「ミッションゼロ 2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を行いました。
- 三重県域からの温室効果ガス排出量（森林吸収量を含む）は、平成 28（2016）年度には平成 25（2013）年度比 2.7%減となっています。排出割合が最も多い産業部門では削減が進んでいますが、民生業務その他部門（オフィス、店舗等）と民生家庭部門については削減が進んでいないことから、一層の取組が必要です。
- 温室効果ガスの排出削減等を行う地球温暖化の「緩和」だけでなく、既にあらわれている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減する「適応」の取組を進めることが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

「三重県環境基本計画」に基づく施策の着実な実施に向けては、SDGsの基本的考え方の一つであるパートナーシップが重要です。県民の皆さんや事業者などのさまざまな主体が、当事者意識を持って自主的・積極的に環境負荷の低減に取り組むよう促すとともに、各主体間のパートナーシップの充実・強化を図ります。

取組方向

■ 基本事業1 持続可能な社会を実現するための基盤づくり

持続可能な社会を構築し、地域の環境を保全するため、SDGsの考え方を取り入れた「三重県環境基本計画」に基づく取組を推進し、環境・経済・社会の統合的向上を図ります。

持続可能な社会の実現に向け自ら行動する人づくりを進めるため、三重県環境学習情報センター等を活用して環境教育・環境学習に取り組むとともに、事業者における環境経営や環境影響評価等の取組を進めます。

■ 基本事業2 地球温暖化対策の推進

脱炭素社会の実現に向け、オール三重で地球温暖化対策に取り組む体制づくりを進めるとともに、新たに「三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）」を策定し取組を推進します。

「三重県地球温暖化対策推進条例」に基づく地球温暖化対策計画書制度により事業者の自主的な温室効果ガス排出削減の取組を促進するとともに、脱炭素化に先進的に取り組む企業等を支援します。

県民の皆さんや市町などさまざまな主体と連携し、三重県地球温暖化防止活動推進センター等が取り組む普及啓発活動等を通じて、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進します。

地球温暖化による本県の気候変動やその影響について、三重県気候変動適応センターと連携し、情報収集や分析、情報発信を行い、気候変動適応の取組を促進します。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
家庭での電力消費による二酸化炭素排出量	1,080 千t-CO ₂ (30年度)	991 千t-CO ₂	家庭での電力消費による二酸化炭素排出量の2年間移動平均値

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
環境教育・環境学習講座等を通じて自発的に環境活動に取り組む意向を示した参加者の割合	91.1% (30年度)	100%	環境学習情報センター、地球温暖化防止活動推進センターが実施する環境教育・環境学習講座等の受講者の方々が、受講後のアンケート調査において、自発的に環境活動に取り組む意向を示した割合
大規模事業所における地球温暖化対策計画書制度に基づく目標達成率	79.1% (29年度)	80.0%	三重県地球温暖化対策推進条例に基づく地球温暖化対策計画書対象事業者が、自ら定めた温室効果ガス排出量目標を、過去3か年において達成した割合



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

ごみの発生・排出抑制が進むとともに、廃棄物が資源として最適な規模で一層循環していくことにより、最終処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底や監視指導により、不法投棄等不適正処理の未然防止や早期対応が進むとともに、不適正処理4事案が着実に是正されています。

現状と課題

- 県民の皆さん、事業者、行政などさまざまな主体が連携した3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組により、一般廃棄物の排出量、最終処分量は着実に削減されてきましたが、近年は横ばい傾向にあることから、循環型社会の実現に向けた取組を一層推進する必要があります。
- 産業廃棄物については、事業者による3Rの取組が進められていますが、排出量や最終処分量は事業活動の影響を受けることもあり、明確な削減傾向は見られない状況です。今後、資源生産性の高い循環型社会の実現に向けて、事業者による3Rの取組を一層促進する必要があります。
- 産業廃棄物の不法投棄等不適正処理については、依然として後を絶たず、特に建設系廃棄物に係る不適正処理の割合が高い状況です。引き続き、排出事業者責任の徹底、処理状況の透明化や厳正な監視・指導など、県民の皆さんが安全・安心を実感できる取組の推進が必要です。また、南海トラフ地震等の大規模災害時においても速やかに対応できるよう、災害廃棄物処理体制の強化が必要です。
- 過去に産業廃棄物が不適正処理され、行政代執行により生活環境保全上の支障等の除去を行っている4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）については、着実に環境修復を行うことが必要です。
- 現在、大きな社会問題となっている海洋プラスチックを含むプラスチックごみ対策や食品ロスの削減対策については、さまざまな主体と連携し、廃棄物の発生抑制や資源の有効活用などに重点的に取り組む必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

さまざまな主体との連携により、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の取組を進めるとともに、廃棄物の適正処理の推進により県民の安全・安心を確保します。また、製品のライフサイクル全体での徹底的な資源循環を図り、持続可能な循環型社会を実現することで、環境・経済・社会の統合的な向上を進めます。

取組方向

■ 基本事業1 ごみゼロ社会の実現

ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された一般廃棄物が資源として最大限有効活用されるよう、消費者の意識改革や循環の質にも着目した取組などを通じて、3Rを推進していきます。

■ 基本事業2 産業廃棄物の3Rの推進

産業廃棄物の発生・排出が極力抑制され、排出された産業廃棄物が資源として最大限有効活用されるよう、廃棄物を排出する事業者と活用する事業者をつなぐ取組の推進や排出事業者等の3Rの取組を進めます。

■ 基本事業3 廃棄物処理の安全・安心の確保

電子マニフェストの活用や処理業者の優良化の促進による廃棄物の適正処理、建設系廃棄物の不法投棄等不適正処理対策に重点的に取り組むとともに、災害廃棄物の処理体制を強化することで、生活環境の保全と安全・安心の確保を図ります。

■ 基本事業4 不適正処理の是正措置の推進

産業廃棄物の不適正処理により生活環境保全上の支障等がある4事案について、令和4(2022)年度末までに対策工事を完了させるとともに、その効果を確認するため、モニタリングを実施し、地域の安全・安心を確保します。

■ 基本事業5 プラスチック等資源のスマートな利用の推進

海洋プラスチックを含むプラスチックごみ対策については、河川でのプラスチックごみの流出実態調査結果をふまえた取組やコンビニエンスストア等事業者と連携したワンウェイプラスチックの使用削減をモデル地域で実施する取組などを進めるとともに、食品ロスの削減対策については、食品提供企業とフードバンク団体等とのマッチングを促進する取組など、資源のスマートな利用を推進します。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
廃棄物の最終処分量	331千t (30年度速報値)	318千t	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量(速報値)

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
1人1日あたりのごみ排出量(一般廃棄物の排出量)	943g/人日 (30年度速報値)	918g/人日	一般廃棄物年間排出量を人口および365日で除した数値(速報値)
建設系廃棄物の不法投棄件数	12件 (30年度)	10件以下	産業廃棄物の不法投棄件数のうち、解体廃棄物など建設系の廃棄物の件数(10t以上)
不適正処理4事案に係る環境修復の進捗率	65.0% (見込)	100%	不適正処理4事案に係る対策工事等を実施範囲等により区分し、区分に応じた是正措置が完了した割合
「資源のスマートな利用」を宣言した事業所数(累計)	-	1,000件	ワンウェイプラスチックや食品ロス削減など「資源のスマートな利用」を宣言する事業所を公表する県の制度に登録した事業所数



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民の皆さんやNPO、事業者などさまざまな主体が、生物多様性をはじめとする自然環境を自主的に保全・再生する社会が形成され、三重県の豊かな自然が継承されています。また、県民の皆さんが、自然とのふれあいや自然資源の持続可能な活用を通じて、自然からの恩恵を享受しています。

現状と課題

- NPO等によって自主的に行われている生物多様性の保全活動は広がりを見せており、こうした保全活動が持続的に展開されることが重要です。また、県内の希少野生動植物種の生息・生育状況を継続的に調査し、県民の皆さんと情報を共有するとともに、保全活動者に対して事業者等がサポートする「みえ生物多様性パートナーシップ協定」を進めることで、これまで以上に、持続可能な生物多様性の保全活動を促進する必要があります。
- 県内の野生動植物が置かれている環境は依然厳しい状況であることから、希少野生動植物種の生息・生育環境の保全に向け、太陽光発電施設や風力発電施設の設置などの開発等に伴う自然環境への影響を軽減していく必要があります。
- 県内各地で、さまざまな活動団体によるエコツアーの取組が行われています。引き続き、エコツアーの質の向上やガイド等の育成を進めることで、取組を一層広め、定着させる必要があります。
- 県民の皆さんに自然とのふれあいの場を提供するため、自然公園の施設整備や森林公園の適正な維持管理を進めています。引き続き、自然公園施設の整備を進めるとともに、ニーズにあった公園管理やイベントの実施などを通じて、利用者数の増加や満足度の向上に取り組む必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんが、豊かな自然環境やそこで生きる動植物にふれあうことで、自然環境や生物多様性の保全意識が高まるとともに、心の豊かさや地域との絆が深まります。また、県民の皆さんやNPO、事業者など、さまざまな主体による自主的な自然環境や生物多様性の保全と活用が進むよう、自然とのふれあいの機会や環境保全活動の拡大を促進します。



エコツアーの様子

取組方向

■ 基本事業1 貴重な生態系と生物多様性の保全

生物多様性の保全に対する関心の高まりや大規模な開発の増加など、生物多様性を取り巻く社会状況の変化をふまえ改定した「第3期みえ生物多様性推進プラン」に基づき、新たに自然環境保全上重要な地域について明確化するなど、重要な自然環境や野生生物の保全、豊かな里地・里山・里海の保全、生物多様性への負荷の抑制等、生物が豊かに住める自然環境の保全に向けた取組を進めます。

■ 基本事業2 自然とのふれあいの促進

利用者が安全に自然公園を楽しめるよう、自然公園施設の維持管理に取り組むとともに、老朽化や災害等で修繕が必要な公園施設等の整備を計画的に進めます。また、民間団体等による自然公園等の資源を活用したエコツーリズムの取組を促進します。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
自然環境の保全活動団体数	84 団体	94 団体	絶滅のおそれのある野生動植物種の保全活動および里地・里山・里海等の保全活動を継続している実施団体数の合計

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
希少野生動植物種の保全活動や貴重な生態系の維持回復活動の実施率	67.0%	100%	県指定および国内希少野生動植物種のうち、特に保護が必要な種に対する保全活動および生態系維持回復活動を実施した割合
自然体験施設等の利用者数	1,481 千人 (30 年度)	1,533 千人 (4 年度)	森林公園や自然環境の情報を伝える施設、長距離自然歩道等の自然体験施設の利用者数



県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

大気や水環境などの身近な暮らしの環境問題に対する県民の皆さんの意識が高まり、お互い協力しながら自ら環境の保全に取り組むことで、良好な生活環境が保たれています。このことから、安全・安心で、快適で豊かな生活を営める社会となっています。

現状と課題

- 大気環境はおおむね良好な状態を維持していますが、健康に影響を与える光化学スモッグ^{注1}については、依然として、その濃度上昇に備えるための予報等を発令している状況です。
- 河川の水質は、環境基準（BOD^{注2}）の達成率が90%以上で推移しており、改善傾向にあります。一方、海域の水質については環境基準（COD^{注3}）の達成率が50%前後で推移しており、伊勢湾においては貧酸素水塊等が毎年発生している状況です。水質汚濁の主な要因である工場・事業場排水や生活排水について、汚濁負荷量の管理による水質改善が求められています。
- 生活排水処理施設の整備は着実に進展してきましたが、整備率は全国平均と比較して低く、引き続き未整備人口の解消が必要です。
- 伊勢湾等の海岸域では、河川を經由して流入したごみの漂着により、砂浜等の景観の悪化のほか、漁業や生態系への影響が懸念されています。このような課題の解決に向けて、流域圏での発生抑制対策も含めた環境保全活動の拡大と活性化が必要です。
- 港湾を經由して、大量に搬入される土砂等の無秩序な堆積による崩落事故の発生や、有害物質の混入等による生活環境の影響について地域住民に不安が広がっています。その不安を解消するため、土砂等の埋立地を把握し、無秩序な埋立て等を抑止する「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」により必要な規制を行っていくことが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

美しい自然環境の中で、豊かで魅力ある地域づくりを進め、県民の皆さんが安全・安心で、快適で豊かな生活を営むためには、大気環境、水環境と土壌環境が保全されている必要があります。そのため、工場・事業場の法令遵守はもとより、負荷量の削減に向けた取組を促進します。また、人と人のつながりを深めることなどを通じて、環境を守ろうとする意識の醸成を図り、県民の皆さん、市町、民間団体、企業等のさまざまな主体による環境保全活動の拡大と活性化を図ります。

注) 1 光化学スモッグ：大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光の紫外線によって光化学反応を起こし、それにより生成する有害物質等が空中に滞留し、白くもやがかかったような状態になること。

注) 2 BOD：生物化学的酸素要求量。河川の汚濁の指標として用いられ、水中の汚濁物質（有機物）を微生物によって分解させたときに消費される酸素の量。

注) 3 COD：化学的酸素要求量。海域の汚濁の指標として用いられ、水中の汚濁物質（有機物）を化学薬品（酸化剤）によって分解させたときに消費される酸素の量。

取組方向

■ 基本事業1 大気環境の保全

大気規制の対象工場・事業場に立入検査を行い法令遵守の徹底を指導するとともに、光化学スモッグ等による被害防止のため、予報等の情報提供を速やかに行います。

自動車環境対策については、NOx・PM法^{注)4}に基づき、事業者や関係団体の協力を得ながら進めていきます。

■ 基本事業2 水環境の保全

水質規制の対象工場・事業場に立入検査を行い法令遵守の徹底を指導するとともに、伊勢湾・英虞湾をはじめとする海域や河川の公共用水域および地下水の水質常時監視を行います。また、伊勢湾の水質改善に向け、工場・事業場から排出される汚濁負荷量の管理に取り組みます。

生活排水対策については、市町と連携して、下水道や合併処理浄化槽等の整備を進めます。

■ 基本事業3 伊勢湾の再生

県全域の海岸漂着物対策については、海岸管理者、民間団体、企業等による協力体制の構築と、流域圏の自治体との連携により、発生抑制対策を含めた環境保全活動を推進します。また、「きれいで豊かな海」の観点を取り入れた調査研究を進め、総合的に水環境の改善を図ります。

■ 基本事業4 土壌・土砂等の対策の推進

「土壌汚染対策法」に基づき、必要に応じて事業者に調査を指導します。また、指定基準を超過した汚染が確認された際には、事業者に必要な措置を指示し、土壌汚染の拡散防止に努めます。

「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」に基づき、無秩序な土砂等の埋立て等の行為を抑止し、災害の未然防止および生活環境の保全を図ります。

主 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
大気環境および水環境に係る環境基準の達成率	90.2% (30年度)	97.0%	大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合 ^{注)5}

副 指 標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
大気・水質の排出基準適合率	100% (30年度)	100%	工場・事業場への立入検査において、大気中に排出されるばい煙等および公共用水域への排水が排出基準に適合している割合および不適合であったが適合するよう改善した割合
生活排水処理施設の整備率	85.3% (30年度)	90.3%	下水道、合併処理浄化槽、集落排水施設等により生活排水処理が可能な人口の割合
海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数	35,063人 (30年度)	41,000人	「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」に参加した県民の数
無許可による土砂等の搬入件数	—	0件	土砂条例に基づく許可を得ず、3,000m ² 以上の面積かつ1m超の土砂等の堆積が行われる件数

注)4 NOx・PM法：自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法。自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）による大気汚染を防止し、国民の健康を保護するため、平成4（1992）年に定められました。県内では、平成13（2001）年12月に四日市市、桑名市（旧多度町を除く）、鈴鹿市、木曾岬町、朝日町、川越町が窒素酸化物対策地域・粒子状物質対策地域に指定されました。

注)5 環境基準の達成割合：大気環境測定地点における二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）、河川におけるBODおよび海域におけるCODが環境基準を達成したと評価した割合。

